

平成25年12月17日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長
金子 修一 殿

東北電力株式会社
常務取締役 火力原子力本部
原子力部長 渡部 孝男

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成25年12月2日付けで届け出ました「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、緊急時活動レベル（EAL）の判断に係る定量的な数値等を記載している社内文書を本計画に呼び込むことと致しました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東通原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現	行	読 み 替 え 後	理 由																																		
別表 2－1 警戒事象発生の通報基準（１／３）		別表 2－1 警戒事象発生の通報基準（１／３）																																			
原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。 ・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。		原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。 ・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。 <u>また、基準の詳細については、社内文書に定める。</u> <u>ただし、詳細の設定は「指針」において「原子炉の停止中」に適用されるものに限定したものであり、「原子炉の運転中」に適用されるものについては、次回の原子炉起動までに当該社内文書に追加規定する。</u> <u>なお、当該社内文書で定めた基準の詳細を設定または変更する場合は、当該設定または変更について内閣府および原子力規制庁へ連絡を行う。</u>	➤ 本計画とEAL各事象の判断に係る定量的な数値等を定めた社内文書との紐付けおよび社内文書の当該箇所を設定および変更時の運用を追記（表中の変更無し）																																		
<table><tr><th>略称</th><th>基準</th></tr><tr><td>（１） 原子炉停止機能の異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td></tr><tr><td>（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td></tr><tr><td>（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td></tr><tr><td>（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td></tr><tr><td>（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。</td></tr><tr><td>（６） 停止中の原子炉に関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td></tr><tr><td>（７） 燃料プールに関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td></tr><tr><td>（８） 原子炉制御室等に関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td></tr></table>	略称	基準		（１） 原子炉停止機能の異常	指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	（６） 停止中の原子炉に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	（７） 燃料プールに関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	（８） 原子炉制御室等に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<table><tr><th>略称</th><th>基準</th></tr><tr><td>（１） 原子炉停止機能の異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td></tr><tr><td>（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td></tr><tr><td>（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td></tr><tr><td>（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td></tr><tr><td>（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。</td></tr><tr><td>（６） 停止中の原子炉に関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td></tr><tr><td>（７） 燃料プールに関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td></tr><tr><td>（８） 原子炉制御室等に関する異常</td><td>指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td></tr></table>	略称	基準	（１） 原子炉停止機能の異常	指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	（６） 停止中の原子炉に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	（７） 燃料プールに関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	（８） 原子炉制御室等に関する異常
略称	基準																																				
（１） 原子炉停止機能の異常	指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																				
（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																				
（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																				
（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																				
（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。																																				
（６） 停止中の原子炉に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																				
（７） 燃料プールに関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																				
（８） 原子炉制御室等に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																				
略称	基準																																				
（１） 原子炉停止機能の異常	指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																				
（２） 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																				
（３） 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																				
（４） 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																				
（５） 電源供給機能の異常 （その１：交流電源喪失）	指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。																																				
（６） 停止中の原子炉に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																				
（７） 燃料プールに関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																				
（８） 原子炉制御室等に関する異常	指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																				

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行		読 み 替 え 後		理由
別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（１／８）				
原災法関係省令，原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は，以下のとおり略して別表中に示す。				
・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は，「通報事象規則」という。				
・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は，「防災業務計画等命令」という。				
・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は，「外運搬通報事象省令」という。				
・「原子力災害対策指針」は「指針」，また指針で示す緊急時活動レベルは，「ＥＡＬ」という。				
また，基準の詳細については，社内文書に定める。				
ただし，詳細の設定は「指針」において「原子炉の停止中」に適用されるものに限定したものであり，「原子炉の運転中」に適用されるものについては，次回の原子炉起動までに当該社内文書に追加規定する。				
なお，当該社内文書で定めた基準の詳細を設定または変更する場合は，当該設定または変更について内閣府および原子力規制庁へ連絡を行う。				
略称	基準			
（１）敷地境界放射線量上昇	政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第４条第１項（第１項に規定する基準） 法第１０条第１項の政令で定める基準は，５μSv/hの放射線量とする。 政令第４条第２項（第２項の定めによるところ） 法第１０条第１項の規定による放射線量の検出は，法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の１又は２以上について，それぞれ単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間当たりの数値に換算して得た数値が，前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし，当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は，当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第３条の２（検出されなかったものとみなす場合） 令第４条第２項の原子力規制委員会規則で定める場合は，原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第４条第２項の１時間当たりの数値に換算して得た数値が，同条第１項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第３条の２の規定に基づく測定設備を定める告示			
	通報事象規則第７条第１号イからハまで並びにへ及びト（略）に規定する施設に係る原子力事業所	防災業務計画等命令第４条第１項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第２項に規定する全てのエリアモニタリング設備		

略称	基準	
（１）敷地境界放射線量上昇	政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第４条第１項（第１項に規定する基準） 法第１０条第１項の政令で定める基準は，５μSv/hの放射線量とする。 政令第４条第２項（第２項の定めによるところ） 法第１０条第１項の規定による放射線量の検出は，法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の１又は２以上について，それぞれ単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間当たりの数値に換算して得た数値が，前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし，当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は，当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報事象規則第３条の２（検出されなかったものとみなす場合） 令第４条第２項の原子力規制委員会規則で定める場合は，原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第４条第２項の１時間当たりの数値に換算して得た数値が，同条第１項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第３条の２の規定に基づく測定設備を定める告示	
	通報事象規則第７条第１号イからハまで並びにへ及びト（略）に規定する施設に係る原子力事業所	防災業務計画等命令第４条第１項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第２項に規定する全てのエリアモニタリング設備

➤ 本計画とEAL各事象の判断に係る定量的な数値等を定めた社内文書との紐付けおよび社内文書の当該箇所を設定および変更時の運用を追記（表中の変更無し）

東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

[illegible]